

蒲都市
建物系施設個別施設計画

令和3年3月
(令和4年3月更新)
蒲都市

目次

計画の概要	…	1
1 計画の趣旨		
2 計画期間		
3 対象施設と施設分類		
4 対策の優先順位の考え方		
施設類型ごとの方針		
1 庁舎等施設	…	4
2 公民館等施設	…	8
3 生涯学習施設	…	34
4 運動・公園施設	…	42
5 学校教育施設	…	60
6 児童福祉施設	…	106
7 保健・福祉施設	…	156
8 公営住宅施設	…	174
9 衛生施設	…	194
10 観光施設	…	204
11 消防・防災施設	…	250
12 その他施設	…	374

計画の概要

1 計画の目的

本計画は、平成29年3月に策定した「蒲郡市公共施設等総合管理計画」に定めた方針を踏まえて、蒲郡市が保有する施設のうち3に定める対象施設について、今後の維持管理や更新の方針を定めるものです。

2 計画期間

令和3年4月1日から令和29年3月31日までの26年間とします。

なお、本計画は本市の財政状況や社会状況の変化等、計画の前提条件に変更が生じた場合には、必要に応じ随時見直しを行います。

3 対象施設と施設類型

本計画の対象は、普通会計に属するすべての施設のうち建物を保有するものとし、利用用途別に以下の施設類型に整理します。

ただし、インフラ系施設に属する児童遊園地、都市公園等、屋外体育施設及び駅周辺施設については、建物管理に関する基本的な方針と維持保全工事一覧のみを記載します。

(1) 庁舎等施設

庁舎

(2) 公民館等施設

市民会館、公民館

(3) 生涯学習施設

博物館等、図書館

(4) 運動・公園施設

スポーツ施設等、公園

(5) 学校教育施設

小学校、中学校、専門学校、その他学校教育施設

(6) 児童福祉施設

保育園、児童館

(7) 保健・福祉施設

福祉センター等

(8) 公営住宅施設

公営住宅

(9) 衛生施設

ごみ処理施設等

- (10) 観光施設
観光施設
- (11) 消防・防災施設
消防署、消防資機材庫等
- (12) その他施設
その他の施設

4 対策の優先順位の考え方

今後、施設の維持管理や更新にあたっては、安全性が損なわれている場合や運営に著しく支障がある場合等の緊急対応的な工事を優先的に実施するほか、劣化・損傷の状況等の緊急性や耐震性、避難所等の必要性、利用状況等による重要性、予防保全、耐用年数等の観点から総合的に優先順位を判断することとします。

なお、施設類型ごとの維持管理等の考え方については「施設類型ごとの方針」に記載されている「基本的な方針の考え方」において示します。

